

現代世界経済論の構図

ISHIGAKI, Kesakichi / 石垣, 今朝吉

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Society and labour / 社会労働研究

(巻 / Volume)

31

(号 / Number)

1・2

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

36

(発行年 / Year)

1985-02-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006537>

現代世界經濟論の構図

石垣今朝吉

目次

- 一 はしがき
- 二 第一次大戦後の世界經濟の編成
- 三 第二次大戦後の世界經濟の再編成
- 四 ヨーロッパ統合の契機
- 五 結語

一 はしがき

第一次大戦以降成立してくる現代資本主義を、資本主義から社会主義への過渡期にあるものと捉えることについては、こんにち異論をさしはさむ研究者はいないであろう。特に第二次大戦以降の資本主義は、第一次大戦とは比較にならないほどの「人的・物的資源」の消耗を第二次大戦において強制されたので、いちじるしく弱体化したために、過渡期的性格を鮮明にクローズ・アップすることになったのである。

一九一七年のロシア革命によるソヴィエト政權の成立は、それまでのいわゆる古典的帝國主義段階における帝國主義諸列強間の不均等發展にもとづく対立・抗争を軸にして、資本主義史上最初の世界戦争に収斂していくような、帝國主義的な世界市場の再分割闘争 \parallel 再編を一義的に展開することを許さなくなったものとして、その歴史的意思を与えられている。以上の意味において、第一次大戦以前の「古典的帝國主義の時代」は終焉し、それ以降いわゆる「解體期にある帝國主義の時代」、あるいは世界史的には「過渡期にある資本主義の時代」と呼ばれるのである。

では一体、第二次大戦後における資本主義は、同じく過渡期にある資本主義の時代にあるとはいっても、兩大戦間期のそれといかなる意味で異なっているのであろうか。勿論、この問題は論者の分析視角によってそれぞれ違ってこざるをえないことはいうまでもない。分析視角は現実の經濟過程を客観的に対象とする經濟学者にとつては、それぞれの鮮烈な歴史認識に支えられることなしにはありえない。したがって、そうした歴史認識に支えられてはじめて、現実の過程が展開する諸特徴あるいは諸指標のいずれをもつてその基本的なものとするかの選択も可能となる。まず大島清氏の分析視角を取り上げてみよう。

「第二次大戦後の資本主義世界は、はなはだしく弱体化した。第一次大戦の経過のうちにソビエト・ロシアが誕生するとともに、人類社会の歴史は資本主義から社会主義への過渡期に入ったといえるのであるが、第二次大戦はこの過程をいちじるしく促進したのである。……第一次大戦後と第二次大戦後をくらべたばあい、その決定的相違は一九二〇年代には金本位制の再建によって資本主義世界の復興が進められたのに対し、第二次大戦後はIMF体制すなわちドルによって復興への道がひらかれたことにあるといえよう。……第一次大戦後のばあいには国際的な金本位制の維持が不可能のことのうちに資本主義の没落過程が反映されたように、第二次大戦後の資本主義体制の危機は、国

際経済関係においてはドル危機としてあらわれる。したがって、ドル危機が発生する国際経済上の構造を究明することが、第二次大戦後の国際経済の特徴を明らかにすることに通ずるものといふことができる。⁽¹⁾

(1) 大島清編『戦後世界の経済過程』一九六八年、東京大学出版会、三一四ページ。

みられるように、大島氏は第一次大戦後の現代資本主義を過渡期Ⅱ没落期と規定し、その指標を通貨体制の危機に求められている。特に第二次大戦後の資本主義体制の危機をIMF体制の危機Ⅱドル危機としておさえ、IMF体制の危機に収斂する国際経済関係の展開が、すなわち第二次大戦後の世界経済論を形成するものと理解されている。したがって、氏の著作も「ドル体制の形成」、「ドル体制の展開」、「ドル体制の危機」の三部構成をとっているのも、そうした分析視角からいえば当然なことである。

木下悦二氏は大島氏のような分析視角を評して「IMF・GATT体制的視座」と呼んでいる。「だが、われわれはこの視座そのものに疑問を提出したい。この視座に立つ世界経済とは本質において少数の高度資本主義国の織りなす世界経済である。」このような「世界経済とはこれら諸国の利害そのもの」であり、したがって「IMF・GATT体制的視座とは結局のところその利害の枠内に世界経済を限定するもの」⁽²⁾であるから、それは所詮世界経済論をなさないものだといわれるのである。

(2) 木下悦二『現代世界経済論』一九七八年、新評論、一三三ページ。

では、木下氏自身による現代世界経済論、ないし現代世界経済の「過渡期」性格は、いかに把握されているであろうか。木下氏はレーニンの『帝国主義論』を引合いに出しつつ、レーニンの「段階規定の根底にあるのは世界の分割」⁽³⁾という事実であるのに対し、植民地制度が崩壊した第二次大戦後には「段階としての帝国主義」という規定に

「重大な修正」を加えなければならぬという。つまり「今日では經濟における独占が政治における独占的、暴力的、侵略的行動様式をいつの場合も貫ぬき通すのを許されなくなっている。そのことからいって、一つの時代の終結を指摘したい。独占資本主義の經濟法則がもはや一義的に貫徹しえなくなり、世界を政治的、經濟的に思いのままに支配しえなくなった。つまり植民地制度の崩壊によって独占資本主義はもはや『段階としての帝國主義』を構成しえなくなった。それゆえ、今日の帝國主義は『政策としての帝國主義』であり、それをわれわれは『新植民地主義』と呼んでいるのである。したがって、現代世界經濟は、資本主義から社会主義への過渡期における新しい段階に入ったと捉えてよいであらう。」⁽⁴⁾

(3) 木下悦二、前掲書、二二ページ。

(4) 木下悦二、前掲書、二二―二二ページ。

大島氏と違つて、木下氏の場合、その分析視角は「植民地制度の崩壊こそが現代を規定するもつとも重要な要因」にあると考えられており、そうした視角に立つての過渡期性格の把握であることは、上記の引用文からも明らかにとである。

(5) 木下悦二『現代資本主義の世界体制』一九八一年、岩波書店、三五ページ。

ここで大島、木下両氏の分析視角を取り上げたのは、現状分析を試みる際にそれぞれの論者の歴史認識が視角にいかんにか反映されて、相異なつた帰結を生み出すのかを明らかにするためである。本稿の課題は、両氏の分析視角そのものの妥当性を検討することにあるのではなく、私自身の視角を提示することにある。大方のご批判をえられれば幸いである。

二 第一次大戦後の世界経済の編成

一九一四年夏にはじまり、一九一八年一月で終わる第一次大戦は、周知のように、資本主義的諸列強間の不均等の発展にもとづく世界市場の再分割闘争の必然的産物であった。したがって、そこから帰結されてくる世界経済の再編問題は、当然に戦争の勝者（＝英仏などの連合国）による敗者（＝ドイツ、オーストリア・ハンガリー帝国などの同盟国）の市場の奪取をもって完了する。戦前（一九〇五年）、ドイツは海外に約一四〇〇万の人口を抱える一〇〇〇平方マイル（ドイツ本土の面積の約五倍に相当する）に達する植民地を領有していたが、敗戦の結果、それらは「委任統治領」の名の下にすべて没収されることになった。これら海外領土のうち、東アフリカはイギリス・ベルギーに、西南アフリカは南アフリカ連邦に、トーゴランドとカメルーンはそれぞれ東西に分割されてイギリス・フランスに、赤道以北の南洋諸島は日本に、以南はオーストラリアになど、連合諸国は獲物を分け合っただけではなく、ドイツ本土の、面積において一三%、人口において一〇%の地域を分割した。これら領土条項は、賠償、制裁などの条項とともに、連合国とドイツとの間に一九一九年六月二八日締結されたヴェルサイユ条約によって確定したもので、続いて連合国はオーストリアとサン・ジェルマン条約（同年九月一〇日）、ブルガリアとヌイイー条約（同年一月二七日）、ハンガリーとトリアノン条約（一九二〇年六月四日）、トルコとセーヴル条約（同年八月一〇日）、この条約はトルコで批准されなかったもので、のち一九二三年七月二三日にセーヴル条約を破棄して新たにローザンヌ条約を締結）を結び、勝者による戦後処理は一応完了した。これら一連の「平和条約」の中核をなすものはいうまでもなくヴェルサイユ条約であり、われわれはこうした連合国による同盟国処理をもって、ヴェルサイユ体制Ⅱ戦後再編体制と

呼ぶ。

(1) J. A. Hobson, *Imperialism, a study*. 1902. 矢内原忠雄訳『帝國主義論』上巻、一九五一年、岩波書店、六八ページ。
ヴェルサイユ条約によって、フランスは前述のようなドイツ領の一部の支配権をえただけでなく、そのうちトルコ帝國處理の過程で旧トルコ領から新たに生まれたシリア、レバノンをも「委任統治領」として獲得した。このほかにフランスは自己の戦災地の復旧のためだけでなく、戦時中の対米債務支払いの財源として巨額の賠償を要求した。ヴェルサイユ条約第二三一条は「ドイツ国及びその同盟国の攻撃によって強いられた戦争の結果その政府及び国民の被った一切の損失及び損害について、責任がドイツ国及びその同盟国にあることを断定し、ドイツ国はこれを承認する」としており、その額、支払い方法は一九二一年五月一日までに連合國賠償委員会によって決定されるとしてこの条約には明記こそされなかったけれども、「政府及び国民の被った一切の損失及び損害」、つまり一般人民の損害はもとより死傷軍人とその家族への支払いなど、到底金額で表わすことが困難であろうと思われるほどの途方もない賠償要求を合法化したのである。当時のイギリス首相ロイド・ジョージとフランス首相クレマンソーは、ドイツに可能な限り多く支払わせるためには「平和条約」に賠償総額を明文化しない方が有利であるとの一致した判断をもって⁽²⁾いた。こうして一九二一年五月、連合國賠償委員会はドイツの賠償総額を一三二〇億金マルクと決定し、それにベルギー戦債肩代り分四〇億マルクを加えて一三六〇億マルクとした。⁽³⁾これはドイツ側で予想していた三〇〇億マルクをはるかに上回っただけでなく、ドイツがかつての經濟力を回復するときにはじめてヨーロッパ繁榮があるとしつつ、ドイツの賠償支払能力を最大限二〇億ポンド（⁽⁴⁾約四〇〇億マルク）と見做したJ・M・ケインズの子想をも大幅に上回る、まさに「天文学的」数字であった。

(2) 『岩波講座世界歴史』第二五卷、一九七〇年、岩波書店、三二一ページ。もっとも、テイラーの見解はこれとは違っている。すなわち「混乱された一九一九年の雰囲気の中でこまかく定められた数字が、どれも懲罰的なそして非現実的なほどに高いことをロイド・ジョージは承知していた。そのため彼は、条約はドイツの負担に関して原則をのべるにとどまり、金額はのちに、その財政能力を冷静に検討したあと確定されるべきであると勧告した。」(A. J. P. Taylor, *English History, 1914-1945*, 1965、都築忠七訳『イギリス現代史』I、一九六八年、みすず書房、二二二ページ)

(3) H. G. Moulton and C.E. McGuire, *Germany's Capacity to Pay, 1923* (repr. 1972), p. 60.

(4) J. M. Keynes, *The Economic Consequences of the Peace, 1919*. 早坂忠訳『平和の経済的帰結』一九七七年、東洋経済新報社、一五七ページ。

ドイツ賠償に関して、英仏、特にフランスがこのような巨額の賠償を要求するにいたった事情はなんであつたらうか。まず第一に考えられることは、ロシア革命によるソヴィエト政権の成立直後の一九一七年一月にレーニンによって執筆された「銀行固有の実施とこれに関連する必要な措置についての布告草案」⁽⁵⁾にもとづいて、一九一八年二月に正式に布告された「ロシアの大地主とロシアのブルジョアジーとの諸政府によって結ばれたすべての国債は破棄される。無条件に、かつなんらの例外なしに、一切の外債は破棄される」との宣言であらう。戦前(一九一四年)、フランスは海外投資総額四五〇億フランの二五％にあたる一一三億フランをロシアに投資していたのだが、それら多額のロシア投資は上記の布告宣言によって回収不能に陥っただけでなく、対トルコ投資(三三億フラン)も同様であつた。これがフランスをして対独賠償交渉に際し、きわめて強硬な、高圧的態度をとらしめた背景であつたと考えられる。第二には空前の規模での戦費である。フランス国家財政は戦争遂行のための莫大な戦費を中心として急速に膨脹し、一九一四年から一八年の軍事費総額は一二三億フラン、年平均二四六億フランであり、戦前(一九一三年)の經常予算総額約五〇億フランの五倍に達する大きさであつた。⁽⁷⁾この軍事費はフランス財政の経費総額の約七割を占め

ていたのである。したがって、フランス代表クレマンソーは講和会議において、イギリスのロイド・ジョージとともに、結果的にはその主張がアメリカによって反対され、取り下げたとはいえ、戦費をもドイツに負担させるべきであることを強く主張したのである。第三には戦費調達のためにフランスは米英の金融援助を受け、戦争終結時には戦前の債権国（純債権三八〇億フラン）から債務国（純債務六八億フラン）に転落した⁽⁸⁾ことである。すなわち、一九一八年末現在、フランスの公的債務残高総額は二三一億フラン、うちイギリスに対し一一八億フラン、アメリカに対して一三億フランに達し⁽⁹⁾、これがのちにいわゆる戦債と賠償の連動関係をひき起こし、ドイツが賠償を支払うことを前提としてのみ戦債は処理されうることを明らかにしていくのである。第四には一八七一年の普仏戦争での敗戦以来の対独憎悪感情を煽り、それが報復主義へ世論を結集することになったことである。その上、主たる工業地帯が焦土と化し、ドイツ軍の侵入によって蒙ったフランスの重工業生産は大打撃を受けることになり、その復興に多額の資金が必要不可欠であった。

(5) 『レーニン全集』第二六巻、大月書店、四〇一ページ。

(6) S. B. Clough, *France—A History of National Economics 1789—1939*, 1939 (repr. 1970), p. 255.

(7) R. M. Haig, *The Public Finance of Post War France*, 1929, p. 419.

(8) S. B. Clough, *op. cit.*, p. 293.

(9) H. G. Moulton and C. Lewis, *The French Debt Problem*, 1925 (repr. 1972), p. 435.

以上のようなフランスの対独賠償政策は、領土条項と並んでドイツからの徹底的剝奪を旨指したものであったが、それでもなおフランスにとっての悩みの種は、ヨーロッパの安全保障問題であった。安全保障問題は前述の賠償問題

とともに、ヴェルサイユ条約によつてのちにその解決が持ち越された二つの重要な課題をなすものであった。賠償問題についてはすでに簡単にみたので、ここでは安全保障問題を取り上げてみたい。

まず第一に、ドイツとの国境問題である。一九一九年二月のパリ平和会議に提出されたフランスの覚書によると、「危険はライン河の左岸とその橋梁をドイツが領有していることから生ずる。……当面の情勢にあつては西欧と海外の民主主義諸国の安全のためにはこれら諸国が必ずライン河の橋梁を守備しなくてはならない」とある。連合国によるライン河左岸占領構想の表明であつた。もっとも、フランスは大戦中、ライン河左岸の併合を画策していたのである。すなわち、第一次大戦のさなかの一九一七年三月二日、フランスは露仏協定を結び、連合国の勝利後におけるライン河左岸併合計画に対するロシア政府の合意をえていたのであるが、当時のロシア政府がボリシェヴィキ党によつて打倒されたので、その計画も挫折したのである。大戦後、フランスは代案として占領政策を打ち出していったが、ライン河左岸に住む五〇〇万以上のドイツ人を分離することは、民族自決の原則に反するとして、当時のアメリカ大統領ウイルソンやロイド・ジョージの反対に逢着し、パリ平和会議は重大な難局に陥つたのである。激しい対立ののち、ウイルソン、ロイド・ジョージ、クレマンソーは一九一九年四月二日に三巨頭会談を開き、ライン河左岸の占領政策案をフランスが破棄する代わり、その補償として次の二点で合意することになった。第一にはライン河左岸の一五年間占領、右岸五〇キロメートルの非武装化、第二にはイギリスとアメリカはフランスと保障条約を締結し、将来のドイツのフランスへの侵略に際し、共同の軍事行動を起こすことを保障したこと、であつた。こうしてフランスは、当初の野望が砕かれたという不満を抱きながらも、米英による独仏国境の保障を獲得したことで満足しなければならなかつたのである。

(10) E. H. Carr, *International Relations between the Two World Wars 1919-1939*, 1947. 衛藤清吉・斉藤孝訳『兩大戦間における国際関係史』一九六八年、清水弘文堂書房、二七―ハシからの再引用。

ところが、パリ会議において米英を含めた連合諸国が調印したヴェルサイユ条約は、一九二〇年一月一九日アメリカ議会によって批准が拒否され、それとともに前述の米仏条約も葬り去られたのである。したがってまた、英仏条約も無効となり、フランスは改めて安全保障の新しい道を模索しなければならなかった。これがちのロカルノ条約となつて結実する。すなわち、それは一九二五年一〇月におこなわれたロカルノ会議での討議を経て同年二月一日に、イギリス、フランス、ドイツ、ベルギー、イタリアの間で調印された相互安全保障条約であつて、基本的にはドイツ西部国境の現状維持、ラインラントの非武装化を再確認し合つたものである。これによってドイツは、一九二〇年一月に発足した国際連盟加入への国際的支持をうる基盤をもつことになり、一九二六年九月にその加入が実現したのである。

第二に、ドイツ東部国境問題である。ヨーロッパの安全保障とフランスがいう場合には、第一に述べたドイツ西部国境のみならず、ドイツ東部国境をも含めて考へているのである。前者は、ドイツと国境を接しているフランスがドイツの直接的侵略に備へるためには、フランス一国の力では到底防ぎえないところから、いきおい集团的な安全保障体制を敷設しなければならぬという要請から発している。これに対し後者は、ドイツとロシアとの間に挟まれた東ヨーロッパ諸国へのドイツ侵略に備へるためであり、仮にドイツの侵略によって東ヨーロッパ諸国が占領でもされれば、強力となつたドイツは再びフランスを脅かすことは必定であるという判断にもとづいてゐる。こうしてフランスは、東ヨーロッパ諸国との安全保障体制を構築し、ドイツを東西から包囲しようというわけである。

ところで、ドイツをはじめとする旧同盟国と連合国が矢継ぎ早に講和条約を結んでいったことは前に述べたが、それは当時、ロシア革命に端を発した革命の高波がヨーロッパ大陸を席捲していたからであつて、連合国はこれら革命勢力を撃退しつつ、講和条約の締結を急いだ結果であつた。これらの諸条約によつて、オーストリア・ハンガリー帝国はオーストリア、ハンガリー、チェコスロヴァキアの三国に分解し、新しくポーランドが独立し、スロヴェニアはセルビアと旧ハンガリー帝国から割譲を受けたクロアチアを併合してユーゴスラヴィアを建国した。それらは「戦前の経済との連続性」⁽¹¹⁾を全く無視した、「民族自決」という名の下での、すぐれて政治的な新しい国境の線引き作業の産物であつた。東ヨーロッパにおけるこれら新生の弱小国家群の誕生は、戦前の統一的な有機的な経済を喪失せしめただけでなく、概して農業国である東ヨーロッパ諸国は戦後の世界経済構造変化の中で、農産物処理に一貫して呻吟することになつたのである。これらの東ヨーロッパの弱小諸国をしてドイツ包囲網の一環たらしめるためには、フランスはそれら諸国と同盟関係を結び、相当な軍事援助を与えなければならない。フランスが「ヨーロッパの憲兵」たらんとするために当然に払わねばならない犠牲である。

(11) I. T. Berend and G. Ránki, *Economic Development in East-Central Europe in the 19th and 20th Centuries*, 1974, p. 173. 南塚信吾監訳『東欧経済史』一九七八年、中央大学出版部、二二二ページ。

第一次大戦が休戦した一九一八年一月のちにおいても、ロシアでは反革命軍である白軍と赤軍とが戦闘状態にあり、連合国は引続いて白軍に軍事援助を与えて、ポリシェヴィズムに対する干渉戦争を展開していた。イギリスはフランスと共同の軍事行動を起こし、また一億ポンドという巨額の軍需品を反革命軍に提供した。⁽¹²⁾一九二〇年四月、白軍の要請を受けてポーランド軍がロシアに侵入し、いわゆるソウィエト・ポーランド戦争が開始され、同年夏の赤

軍のワルシャワ進攻によってポーランドが危機に陥った際、フランスは大規模な軍事援助をおこない、辛じてワルシャワ陥落を免れ、赤軍を撃退するのに成功した。一九二一年三月のリガ条約によってソヴィエト・ポーランド戦争が終熄する直前の同年二月、フランスはポーランドと同盟条約を締結したが、この条約は前述したところから明らかなように、ドイツ包囲網という性格と並んで、反ポリシエヴィズムという性格をも併せもつものとしての歴史的意義を与えられたものであった。ポーランドに与えられた後者の特殊歴史的な性格は、通常緩衝地帯あるいは防疫線といわれるところのものである。ポーランドに緩衝国たる位置づけを与えたのは恐らくレーニンが最初であろう。すなわちレーニンは一九二〇年一〇月初頭に開かれた皮革製造業労働者・職員大会において、ソヴィエト・ポーランド戦争の国際的意義をつぎのように語っている。「ユデニッチ、コルチャック、デニキンを打ちやぶることによつても、われわれはヴェルサイユ講和条約を破棄することはできなかった。われわれは、ユデニッチ、コルチャック、デニキンに襲いかかり、彼らを海へ撃退したにすぎない。ところがポーランドを攻撃するときは、われわれは、まさにそれによつて協商国そのものを攻撃しているのである。ポーランド軍を破壊するときには、われわれはこんどちの国際関係の全体制がささえられているヴェルサイユ講和条約を破壊しようとしているのである。／＼ポーランドがソヴェト・ポーランドになるならば、また、ワルシャワの労働者が、彼らの待ちもうけ、歓迎してきたソヴェト・ロシアから援助を受けるならば、ヴェルサイユ講和は破壊されるであらうし、ドイツに対する勝利によつて獲得された国際的体制全体は崩壊するであらう。そうなつたら、フランスは、ドイツをソヴェト・ロシアからへだてている緩衝国を失うであらう。」⁽¹³⁾

(13) 『レーニン全集』第三巻、大月書店、三〇三—三〇四ページ。／の箇所はバラグラフの切れ目をしめす。

みられるようにレーニンは、ソヴィエト軍のポーランド攻撃はヴェルサイユ条約への攻撃であり、ポーランド軍を破壊することになれば、フランス（＝連合国）はロシアとドイツとのあいだの緩衝地帯を失うことになり、それによつて戦後ヨーロッパに構築された国際的体制の総体は崩壊するであろうと論じている。いいかえれば、レーニンは国際的な戦後体制をヴェルサイユ条約として捉え、その核心をポーランド（および東ヨーロッパ諸国）の緩衝国としての設定にみたのである。ポーランドにみられるような反ポリシエヴィズムとしての緩衝国の配置は、戦後のドイツおよび東ヨーロッパ諸国の革命勢力の圧殺の上に立つ資本主義的な戦後秩序維持にとつては不可欠なものであったといえよう。こうしてヴェルサイユ体制は二重の性格、すなわち第一には反独としてドイツからの徹底的剝奪を通じて戦前のドイツ金融資本の蓄積構造を破壊し、「カルタゴの平和」⁽¹⁴⁾を実現すること、第二には反ポリシエヴィズムとして東ヨーロッパ諸国を緩衝国ないし防疫線として設定し、ポリシエヴィズムの侵入を阻止すると同時にドイツを包囲するべく位置づけたこと、を付与されたのである。前述のようなフランスのポーランドとの同盟条約の締結、そしてまた一九二一年に成立したチェコスロヴァキア、ユーゴスラヴィア、ルーマニア三国からなる小協商国への接近（それは一九二四年一月のフランス・チェコスロヴァキア同盟条約の締結となつて結実した）は、以上の観点から進められていったことはいうまでもない。

(14) J. M. Keynes, op. cit. 邦訳、二七ページ。

第一次大戦後の政治的、経済的な再編体制として登場してくるヴェルサイユ体制は、一方では大戦末期におけるロシア革命勃発によるソヴィエト政権の成立、他方ではドイツをはじめとする同盟国の敗戦、を当然の前提として組み

立てられた特殊歴史的な体制であった。まず政治的には、人類社会最初の社会主義社会の成立とその影響のドイツへの波及は、ドイツが戦前の古典的帝国主義段階における最も発展した重工業国として、ヨーロッパ大陸の「中心国」的役割を果たしてきただけにその衝撃は測り知れなく、英仏等の連合国はドイツ革命の圧殺をはかっただけでなく、その根源であるロシア革命をすら抹殺すべく対ソ干渉戦争を組織したのである。ドイツ革命の圧殺に成功したとはいえ、対ソ干渉戦争には敗退を余儀なくされた連合国は、ロシア革命の影響を遮断するために、東ヨーロッパに一大障壁を構築してそれを防疫線ないしは緩衝地帯たらしめようと企図したことは、ブルジョア国家にとってはけだし当然といえる。東ヨーロッパに構築されたこのような緩衝地帯は、同時にドイツ包囲網の一環を担うものとして、連合国にとつて、特に少なくともフランスにとつて、それを防衛し維持することが死活問題としての焦点をなすものである。しかし反面、東ヨーロッパ諸国にとつてのこうした緩衝地帯のもつ意義は、軍事費の負担を増大させ、生誕間もないこれら諸国に重圧となつてのしかかつていったことは想像に難くない。例えば、ポーランドの一九二三年の軍事費三億七〇〇〇万マルクは国家経費の三三%を占めており、⁽¹⁵⁾そのため多くは外債に依存することを余儀なくされていったのである。⁽¹⁶⁾

(15) 横浜正金銀行『調査報告』七八号、一九三〇年、三三八ページ。

(16) 東欧諸国の窮状については、I. T. Berend and G. Rånki, op. cit., p. 253. 邦訳、三〇七ページを参照せよ。

また経済的には、ドイツからの徹底的剝奪は、同国をして賠償支払を不能にただけでなく、戦前までのヨーロッパ大陸における唯一の重工業国として、他を農業国とする国際分業関係を破壊し、その結果、東ヨーロッパ諸国をしてドイツへの農産物供給国としての地位から大幅に後退させることによって、過剰農産物処理に呻吟させたのである。

したがって、英仏にとってその戦後復興をドイツからの賠償取立てに依存させている以上、戦前の債務国から戦後第一等の債権国になったアメリカからの資金導入を当てにして、ドイツに見かけ上の支払能力を賦与し、取り立てる以外に道はない。こうして開始されるアメリカ（ドーズ公債の発行）↓ドイツ（賠償支払い）↓イギリス・フランス（戦債支払い）↓アメリカという、いわゆる国際的資金循環が一九二〇年代後半に実現されていく。「資金は循環する」とはよくいったものである。ところが、この資金循環から疎外されることになった東ヨーロッパ諸国は、資金欠乏症候群に冒され、二〇年代後半のいわゆる相対的安定期の「恩恵」にもあずかることもなく、二九年の大恐慌に見舞われることになる。

一九三〇年代に入って、緩衝地帯としての東欧諸国の性格は急速に色褪せたものになっていくが、それは世界政治の焦点として、いわば従来の可能的なものから現実的なものに急速に浮上することに対応している。経済的には、大恐慌の過程で農作物価格の暴落に喘ぐ東欧諸国は、その打開策をよりいっそうの農産物輸出に求めていったが、同じ農産物フランスにその処理能力はなく、ドイツとのより緊密な関係を結ぶことを通じてそれを果たそうという姿勢が明白となつていった。

また政治的には、例えば一九三二年一月二九日の仏ソ不可侵条約の成立のように、フランスのソ連への接近がみられたし、またソ連は同年一月にフィンランド、ポーランド、さらに翌二月にリトアニアと同種の条約を結んでいった。フランスからいえば、一九三〇年六月三〇日にラインラントからの撤兵を完了し、対独安全保障の物的担保を失うことになったし、また一九三二年七月三十一日、同年一月六日の二回にわたるドイツの総選挙を通じて、いずれもヴェルサイユ体制粉砕を旗印とするナチスが第一党を占める躍進を示すことになったので、仏独国境の安全保障が再

が危険にさらされたのに対応して、ソ連への接近を通じてドイツを牽制する方策に転換を余儀なくされてくる。このことは、かつてのポーランドや小協商国との同盟条約の締結に表現されているような反ポリシェヴィズムとして緩衝国たらしめる従来のフランスの考えをみずから放棄したことを意味する。他方ソ連からいえば、こうした緩衝国の切り崩しに着手し、反ポリシェヴィズムの障壁の除去に努めはじめた徴候といえないことはないが、そしてそれはソ連の論理からすれば当然な作業でもあったといえようが、この時点でのソ連の東欧ないし西欧への接近は、アジアでは一九三一年の日本の中国への侵略、ヨーロッパでは一九三二年の前述のようなナチス台頭を前にして、ソ連の安全保障を国際的に承認させる必要から生じたものといえよう。

ともあれ、一九三〇年代の東ヨーロッパは、こうしてフランス、ドイツ、ソ連の三つ巴のなかにみずからをおくことになったが、経済的にもっとも緊密な関係を結びうるドイツへの接近の道は、もっとも危険なものであったことはいうまでもない。

三 第二次大戦後の世界経済の再編成

第二次大戦後の処理に関しては、すでに一九四一年一月、ルーズヴェルト大統領が民主主義国家援助の教書を發表し、そのなかで「四つの自由」、すなわち(1)言論と發表の自由、(2)信教の自由、(3)欠乏からの自由、(4)恐怖からの自由、を提唱し、特に(4)の恐怖からの自由とは、徹底的な軍備縮小の実施を訴え、いかなる国もその隣国への物理的攻撃をなすことのできないようにすべきである、という原則を述べている。この原則にもとづいて、同年八月、ルーズヴェルトはチャーチルと会談し、「大西洋憲章」を發表した。いわゆる八カ条の米英共同宣言がそれである。その内容

は(1)領土の不拡大、(2)国民の意志に反する領土変更の不承認、(3)民族自決、(4)世界の貿易と原料に対する平等に参加する権利、(5)経済分野での国際協力、(6)安全に生活できる平和の樹立、(7)海洋の自由、(8)軍備縮小と武力行使の放棄の八カ条であった。⁽¹⁾ 大西洋憲章の経済条項である上記の(4)(5)は、一九四二年二月二三日に米英間で調印された相互援助協定第七条という形で具体化する。すなわち、一九四一年三月に制定された武器貸与法 (Lend Lease Act) は、イギリスの武器購入資金の枯渇に対処してアメリカが武器を貸与し、あるいは贈与することを目的としたもので、それにもとづいて同年夏ごろからイギリスと協議に入り、それが結実したものが相互援助協定であった。その要旨は、戦後経済再建に対して米英両国は協力し、これに「精神を同じくするすべての国が参加」できるが、すべての国は「国際貿易上のあらゆる差別待遇措置を撤廃し、関税その他の貿易障壁を低減」⁽²⁾ しなければならない、というものである。武器貸与を交換条件として、いわゆる「無差別・多角主義」の原則に対する両国の合意であった。アメリカにとっては一九三四年の互恵通商協定法に盛られた門戸開放政策の貫徹を、またイギリスにとっては、一九三二年のオタワ協定にもとづくポンド・ブロックの盟主たる地位の放棄を意味するものであり、これにより戦後世界経済の運営がアメリカ主導の下で進められることが決定的となった。他方、大西洋憲章の政治条項は一九四三年一〇月の米英ソ中国による「モスクワ宣言」、つづいて翌四四年一〇月の同じ四カ国による国際連合憲章草案の発表、四五年二月のルーズヴェルト、チャーチル、スターリンによるヤルタ会談を通じて具体化されていった。⁽³⁾

(1) A. J. P. Taylor, op. cit. 邦訳「一八九一—一九〇〇ページ」。

(2) R. N. Gardner, Sterling-Dollar Diplomacy, 1969. 村野孝・加瀬正一訳『国際通貨体制成立史』上巻、一九七三年、東洋経済新報社、一七九ページ。

(3) いわゆるヤルタ協定では、(1)対独問題については無条件降伏、ドイツ軍国主義とナチズムの徹底的な覆滅、英米ソ仏によるドイツの分割占領、賠償、戦争責任者の処刑をおこなう。(2)対日問題については、ソ連はドイツ降伏後三カ月以内に対日宣戦布告をおこない、樺太、千島はソ連に帰属する。(3)一九四五年四月二五日、サンフランシスコで連合国の国際会議を開催し、国際連合を設立する。以上が決定された。

以上のように、武器援助の見返りとして門戸開放政策を国際的に推進するキャスティング・ボートを掌握したアメリカは、こののちその具体的なプログラムについてはイギリスと協議の結果、一九四四年七月、連合国通貨金融会議において最終的に承認されたいわゆるブレトン・ウッズ協定 (Breton Woods Agreement) を生誕させた。すなわちブレトン・ウッズ協定は、アメリカのニューハンプシャー州のブレトン・ウッズで連合国四四ヶ国を集めて開かれた連合国通貨金融会議での「専門家共同宣言」の形で成立したもので、それは国際通貨基金⁽⁴⁾ (IMF = International Monetary Fund) と世界復興開発銀行 (IBRD = International Bank for Reconstruction and Development) とに關する二つの協定からなっている。アメリカにおいても、イギリスにおいても、議会で承認をえるのに手間どったといわれ、結局、一九四五年二月に参加諸国の正式調印を終え、翌四六年三月、アメリカのサウアナで創立総会が開かれたのである。

(4) IMF の原案については周知のように、米英兩國の協議の過程で、一九四三年四月にイギリス側は「国際清算同盟案」(ケインズ案) を、アメリカ側は同年七月、「連合国国際安定基金案予備草案」(ホワイト案) をそれぞれ提示し、両案の調整をめぐって相互に応酬し合ったが、結局、ホワイト案が IMF 協定の原案に採択された。両案の相違等については、R. N. Gardner, *op. cit.*, chap. V, 堀江薫雄『国際通貨基金の研究』一九六二年、岩波書店、第五章などを参照せよ。

ところで、ブレトン・ウッズで合意をみた協定は、国際通貨と国際金融とについてであって、アメリカの門戸開放

政策を実現するための国際貿易面での国際協力の細目については未決定であった。もつとも、ブレトン・ウッズ会議においても、戦後の国際貿易運営の基本原則が自由な通商の拡大にあるという認識では一致していた。この原則にもとづいてアメリカは一九四五年一月、「世界貿易および雇用の拡大に関する提案」を公表した。⁽⁵⁾その内容は国際連合の下部機構として「国際貿易機構」(ITO=International Trade Organization)を創設し、自由な通商の拡大を阻止する各国間の貿易障害を軽減しつつ、各国の雇用や消費の増大を積極的に推進するため、各国間の国内政策の協調を謳っている。アメリカの提案になる「国際貿易機構憲章」は、一九四八年三月のハバナ会議において五ヶ国の署名をえて採択・成立したが、当時の状況からいってあまりにも急進的であったために、五ヶ国間の調印をえたにもかかわらず、実際に批准した国はわずかに二カ国にすぎず、提案国たるアメリカにおいてすら国会の批准がえられなかったのである。したがって、この憲章は結局日の目をみずに葬られたのである。他方、ITO憲章の協議の過程で、一九四七年一月にジュネーブで開かれた第一回関税交渉会議では、アメリカ、イギリス、フランスなど二三カ国が参加して関税引下げ交渉がおこなわれた。この関税交渉で合意した関税率表に、ITO憲章のなかで各国の合意がえられそうな条項を加えて、ひとつの条約にまとめられたものが「関税および貿易に関する一般協定」(GATT=General Agreement on Tariffs and Trade)である。したがって、GATTはもともと、ITO憲章に対する暫定的な取決めという形で出発したものであるが、ITO憲章の成立が見込まれないことが明らかになると、その役割をなすということにちのちにいたったものである。

(5) 堀江薫雄『国際経済論』一九六五年、日本経済新聞社、六三三ページ。

(6) 大内兵衛・向坂逸郎監修『大系国家独占資本主義』第二巻、一九七二年、河出書房新社、三六六ページ。

第1表 1947年9月30日現在のUNRRA援助

国 別	100万ドル	援 助 額 の 比 率	
		ヨーロッパ	世界
アルバニア	26	1.1	1.0
チェコスロヴァキア	261	11.2	9.2
ハンガリー	4	0.2	0.1
ポーランド	471	20.3	16.7
ユーゴスラヴィア	407	17.5	14.4
ソ連	249	10.7	8.8
白ロシア	61	2.6	2.1
ウクライナ	188	8.1	6.7
東欧合計	1,418	61.0	50.2
その他ヨーロッパ	906	39.0	32.0
ヨーロッパ計	2,324	100	82.2
世界合計	2,826	—	100

現在世界経済論の構図

資料：「国際決済銀行第19次報告」邦訳（日本経済評論社版）136ページ。

(7) 大崎平八郎・久保田順『世界経済論』一九七〇年、青木書店、二七五ページ。

以上、戦後の世界経済を律する通貨、金融、貿易という三本の国際協定がアメリカ主導の下で進められ、いわゆるパクス・アメリカーナに向けての経済的な形式が整えられたが、この間、世界の政治地図がどのように塗りかえられたかをつぎにみておかなければならない。

戦争末期の一九四四年ごろから一九四七年ないし一九四八年にかけて、ナチスの被占領地域であった東ヨーロッパ諸国で政治的・経済的な変革が遂行され、いわゆる「共産圏」の一角を形成していった。こうした根本的な変革過程は、「この地域の諸国の大部分において蜂起や内戦なしに進行し、結局は共産党による政治支配と新しい政治体制であるプロレタリア独裁とをもたらした⁽⁸⁾」、いわゆる人民民主主義革命といわれた。東ヨーロッパ諸国は総じて農業国であり、したがってその根本的な変革には土地改革を遂行して、反動勢力の物的根拠を奪うことが不可欠であったとい

われる。つまり、これら諸国ではただちにプロレタリア独裁を樹立することは不可能であり、さしあたりは共産党と農民党、その他の民主的諸勢力を結集した人民戦線の政権の形成が社会主義への移行にとっての必要条件とされたのである。こうして、戦争末期においてこれらの諸国では、土地改革を主要な柱とする連立政権綱領が⁽⁶⁾つきつきとつくられていったのである。

(8) I. T. Berend and G. Ránki, op. cit., pp. 342-343. 邦訳、四〇八ページ。

(9) その詳細については I. T. Berend and G. Ránki, op. cit., pp. 343-347. 邦訳四〇八—四二二ページを参照せよ。

ところで、これより先の一九四三年一月、国際的な救済復興機関であるアンラ (UNRRA = United Nations Relief and Rehabilitation Administration) が四四カ国の参加の下で設立され、戦後その活動を大幅に拡大した。食糧、衣料、医薬品などからなる救済物資の受益者は主としてソ連と東欧諸国であり、一九四七年九月三〇日現在のアンラ援助の五〇・二%がそれら地域に配分された(第一表)。とりわけ、戦争の惨禍が激しく、かつ西側にとっての要衝地域とみられるポーランド、ユーゴスラヴィアはかなりの援助を受けた。例えばユーゴスラヴィアは、一九四五年三月二四日の協定によって、一九四七年六月の援助終了までに三七億ドルに達する援助を受けたし、⁽¹⁰⁾ポーランド、チェコスロヴァキアもそれぞれ四億八一〇〇万ドル⁽¹¹⁾、二億六一〇〇万ドルという巨額の援助を受けたが、他方、ドイツの旧同盟国——例えばハンガリーは一九四六年一月にわずかに四〇〇万ドルの援助しか受けられなかったように——には殆んど無意味であった。⁽¹²⁾アンラ加盟国によるアンラ計画の輸出入総額は三六億九五〇〇万ドルで、そのうちアメリカが二七億ドル(総額の七三・一%)、イギリスが六億二五〇〇万ドル(一六・九%)を負担した。⁽¹³⁾アンラ計画は一九四六年一二月に完了の予定であったが、それが延期されて実際には一九四七年上半年で打切られることになり、

中国その他一部諸国に対しては一九四七年末まで継続された。アメリカの場合、一九四六年末までのアンラ物資の積出総額の六一%が食糧であったといわれる。⁽¹⁴⁾

- (10) I. T. Berend and G. Ránki, op. cit., p. 352. 邦訳四一八ページ。この数字は第一表とは大きく食い違っている。
- (11) I. T. Berend and G. Ránki, op. cit., p. 352. 邦訳四一八ページ。この数字も第一表とは僅かだが食い違っている。
- (12) I. T. Berend and G. Ránki, op. cit., p. 353. 邦訳四一九ページ。
- (13) 「国際決済銀行第七次報告」邦訳二八三ページ。
- (14) 「国際決済銀行第七次報告」邦訳二八四ページ。

このほかに、東欧諸国が利用できた外部資金といえば、信用供与があったが、これまたドイツの旧同盟国を除いても、ごく限られたものであったし、東欧全体としては「借款供与は少額で、それも大部分は物資購入用のものが認められただけであった」⁽¹⁵⁾。西側の主要な資本主義国が東欧諸国への信用供与をこのように「拒否した主要な理由は、経済的というよりは明らかに政治的なものであり、東欧の地位の不確定さと結びついていた」⁽¹⁶⁾のである。したがって、東欧諸国の一部にとって戦後の混乱期において重要な役割を果たしたのはアンラであったが、それはもともと、連合諸国、特に敵国の侵略を受けて戦災の激しかった諸国を救済する目的で設立された⁽¹⁷⁾のであるから、直接の戦場となつて惨状の激しかった一部の東欧諸国に大きく割当てられたのも当然だといえるかも知れない。しかし前述のように、東欧諸国は一樣に連合政権を樹立していたとはいえず、一九四五年から一九四七年にかけて、例えばポーランドでは解放同盟とロンドン亡命政権との統一臨時政府が成立していたり、チェコスロヴァキアでは共産党・社会党などの左派に加えて右派との「国民戦線」の連合政権が形成されていたりして、社会主義社会建設への志向がまだ明確でなかつ

たこの段階では、これら東欧諸国への救済物資の供給は、米英にとって右よりの勢力伸張をねらった積極的な意味をもったものといえよう。この意味で、緩衝地帯という第一次大戦以来の東欧諸国の地位を維持しつつ、ソ連「封じ込め」策を講じようという米英の構想は否定しがたいであろう。

(15)(16) I. T. Berend and G. Ranki, op. cit., pp. 353-354. 邦訳四二〇ページ。

(17) 「国際決済銀行第一七次報告」邦訳二八二ページ。

大戦後のこうした東欧諸国における不確定な地位に加えて、フランス、イタリア、ベルギーなどの西欧諸国での共産党のめざましい進出によって、欧米資本主義は重大な危機に瀕した。いわゆる「全体主義」に「民主主義」を対置しつつ、その脅威を除去するために「冷たい戦争」が開始されたのである。一九四六年三月五日のイギリスの前首相チャーチルによるアメリカのミズーリ州フルトンにおける有名な演説、「バルト海のシュテッティンからアドリア海のトリエステまで鉄のカーテンが張られている」との演説は、ソ連の「膨脹政策」を非難したものであったが、翌四七年春、ソ連がトルコに対してダーダネルス地方への要塞敷設権を要求し、またギリシアにおいてゲリラ活動の活発化によって王政を支えきれなくなったとき、アメリカは干渉を開始するにいたった。すなわち、ギリシア、トルコへの経済援助を継続することが不可能であるというイギリス政府の通告を受けて、大統領トルーマンは一九四七年三月一二日、直ちにギリシアへの出兵とともに、ギリシア、トルコ両国に対する四億ドルの軍事援助を決定し、共産主義の進出を実力をもって阻止し、封じ込めるという「トルーマン宣言」、いわゆるトルーマン・ドクトリンを発表し、ここに冷戦が公然化するにいたった。トルーマン宣言は直ちに西ヨーロッパ諸国にも多大な影響を及ぼし、大戦後樹立されていた連合政權から、ベルギー（一九四七年三月三十一日）、フランス（同年五月五日）、イタリア（同年五月一

三日)において、つぎつぎに共産党關係が追放されていった。⁽¹⁸⁾

(18) Henri Claude, *Ou va l'imperialisme américain*, 1950. 陸井四郎・小出峻訳『アメリカ帝国主義の史的分析』一九五二年、社会書房、二五〇ページ。

トルーマン宣言を受けて、一九四七年六月五日、アメリカ国務長官マーシャルは、ヨーロッパの経済復興を援助するとしていわゆるマーシャル・プランを発表した。この際、マーシャルはアメリカの経済援助が少なくともヨーロッパ諸国の共通問題を解決することを目標とする統一ある計画、つまり共同復興計画の立案にそって与えられるものであることを強調したが、⁽¹⁹⁾共通問題の解決とはまさに共産主義に対抗し、その脅威を除去しつつ、ヨーロッパ市場を再開することを意味したことはいうまでもない。マーシャル提案をめぐって、同年六月二三日に英仏ソ三国外相會議が開催されたが、英仏とソ連の見解が対立して、會議は七月二日に決裂した。この會議は、マーシャル・プランがソ連や東欧諸国をも対象とするという趣旨から開かれたものであったが、共同復興計画の立案にもとづく援助計画は被援助国の主権を侵害するものだというのがソ連の主たる反対理由であった。こうして参加を拒否したソ連および東欧の八カ国を除いて、ギリシア、トルコを含む西ヨーロッパ一六カ国によるヨーロッパ復興會議が一九四七年七月二日からパリで開かれることになった。ここで作成された同年九月の報告書を基礎としてつくられたものが「ヨーロッパ復興計画」(European Recovery Program)であり、それを法的に具体化したものがアメリカの「一九四八年対外援助法」(Foreign Assistance Act of 1948)である。かくして西欧一六カ国は、共同復興計画を執行し、かつ援助受入れ機関として、一九四八年四月、ヨーロッパ経済協力機構(OEEC=Organization for European Economic Cooperation)を設立し、こゝにマーシャル・プランが実施段階に入ったのである。一九四八年四月三日から援助終

了の一九五一年六月三〇日までの総額一一二億ドルに及ぶマーシャル援助によって、イギリス二七億ドル、フランス二億ドル、イタリア・西ドイツ各一二億ドルと、これら四カ国計で総額の約七〇%が割当てられたが、これをみてもアメリカがかつての西欧の列強の復興をいかに重視していたかがわかる。

(19) 新庄博・高橋泰蔵『国際金融論』一九四九年、国元書房、二〇三ページ。

(20) 「国際決済銀行第二二次報告」邦訳一六ページ。

トルーマン宣言やマーシャル・プランにみられるアメリカの世界政策の路線は、必然的に反ボリシェヴィキ的軍事ブロックの結成に帰結していく。まず一九四八年二月のチェコスロヴァキアにおける共産党政府の樹立を契機として、西欧諸国の軍事同盟結成への動きが急ピッチ化し、同年三月、イギリス、フランス、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ五カ国によるブリュッセル条約にもとづく軍事同盟が成立し、同年六月にはアメリカがこれに加わることに同意したロンドン六カ国協定に調印、翌四九年四月、カナダ、イタリアなどを加えた一二カ国による北大西洋条約機構(NATO=North Atlantic Treaty Organization)の結成となった。NATOは北大西洋地域防衛のための統一的計画樹立をめざした反共軍事同盟であり、その本部は形式的にはパリにおかれることになったが、実質的にはアメリカ大統領の同意なしにはいかなる軍事行動をも起こしえないものとして、ワシントンにその指令本部がおかれたものであった。こうみてもくと、NATOはマーシャル・プランの直接的な延長であり、必然的な帰結であった。⁽²¹⁾

(21) 西欧の以上のような動きに呼応して、ソ連、東欧諸国のほかにフランス、イタリアなどの共産党が参加してコミンフォルム(Cominform)が一九四七年一〇月に結成された。コミンフォルムは、一九一九年レーニンの指導の下で結成され、第二次大戦中の一九四三年に解散したコミンテルン(Comintern)とは違って、相互の情報交換を目的とした組織であったが、スターリン死後の一九五六年五月解散した。また一九四九年にソ連と東欧諸国間に設立されたCOMECON=Council

for Mutual Economic Assistance) は、経済的な相互交流を目的としたもので、これも N A T O に對抗するワルシャワ条約 (一九五五年五月締結) という軍事同盟に帰結していった。

他方、目をアジア、特に中国に転じてみよう。「大戦終結当時のアメリカがアジアにおける支柱として期待していたのは蒋介石政権下の中国であった⁽²²⁾」ので、アメリカは戦中から戦後にかけてさまざまな軍事援助を中国に対しておこなってきた。終戦直後の一九四五年八月三〇日、中国共産党を代表する毛沢東は、国民党の蒋介石と重慶会談をおこない、つづいて翌四六年一月一〇日、重慶で政治協商会議が開かれ、連合政権の樹立が決定された。ところが同じ四六年三月、国民党は連合政権の決定をみずから破棄して、共産党と戦闘を開始するにいたり、ここに中国における内戦が全面化したのである。国民党の背後にアメリカが存在していたことは明白で、アメリカは内戦に乗じて国民党を利用しつつ、中国における利権を獲得するために、蒋介石政権と種々の協定を締結していった。すなわち、一九四六年五月の成都・重慶鉄道協定、同年一〇月の広東・漢口鉄道借款協定がそれで、それによって中国における鉄道投資への道を開き、さらに同年一月に米華友好通商航海条約を結び、中国市場の全面的な開放を手に入れたのである。中国市場への進出を実りあるものにしていくためには国民党政府を擁護していかなければならず、経済的にも軍事的にもアメリカの援助は巨額にのぼった。一九四九年八月五日にアメリカ国務省によって発表されたいわゆる『中国白書』(原文は、United States Relations with China with Special Reference to the Period 1944—1949) は、このようにのべている。「対日戦勝利の日以来、中国政府に与えられた外国援助はほぼ二億五四〇〇万ドルにのぼった。そのうち、アメリカ合衆国は贈与およびクレジットの形で九〇%、すなわち二〇億ドルを上回るものを与えた。アメリカの与えた援助は軍事的目的と経済的目的との両者にほぼ均等に配分された。対日戦勝利の日以来のアメリカ

の贈与とクレジットの総計は、中国政府の財政支出の五〇%以上に相当し、中国政府の予算に關しては、終戦以来西ヨーロッパのどんな国に与えられたものよりも割合としてはさらに大きな重要性をもつものであった。贈与およびクレジットの形での援助につけ加えて、アメリカ合衆国は軍需および民需の余剰物資を名ばかりの報酬で大量に中国政府に払い下げた。⁽²²⁾ 中国政府予算の五〇%以上を贈与およびクレジットで供与するというアメリカの挺入れにもかかわらず、国民党政府軍の形勢は一向に好転せず、共産党によって一九四八年末までに全東北地区（満州）、翌四九年一月末には揚子江以北が解放され、四九年秋までに中国の主要な地域がつぎつぎと政府軍の手から離れていった。かくして、一九四九年一月一日、中華人民共和国が成立したのである。中華人民共和国の成立をはさんで、ヨーロッパではその直前の九月七日にドイツ連邦共和国（西ドイツ）、その直後の一〇月七日にドイツ民主共和国（東ドイツ）が樹立して東西ドイツの分割が強行され、こうしてエルベ河から支那海にいたる広大な地域に、一大社会主義圏が形成されるにいたった。

(22) 『岩波講座世界歴史』二九卷、一九七一年、岩波書店、四四〇ページ。

(23) U. S. Department of State, *United States Relations with China*, 1949, pp. 401-405.

以上、やや立入ってみてきたように、第一次大戦後の世界経済・政治の一方の編成軸をなした東ヨーロッパの反ボリシェヴィズムの緩衝地帯としての配置体制は、第二次大戦後には全く失われてしまっただけでなく、アジアにおける緩衝地帯としての中国をも喪失することになった。第一次大戦後の東ヨーロッパの処理に關して、英仏の思惑に相違があったとはいえ、ヨーロッパの安全保障に東ヨーロッパが欠かせない存在であったことでは両国とも一致しており、この点から硬軟両様の英仏による東欧政策が展開されていたのである。しかしながら第二次大戦後にそれらが一

様に社会主義圏として包摂されただけでなく、かつての列強ドイツが東西に二分されて東ドイツをも失うことになれば、西側資本主義にとつては東西との接点で直接社会主義に対決せざるをえない破目に陥つたのである。したがって、第二次大戦後の世界経済・政治の再編成は第一次大戦後とは異なつて、一九四八年から一九四九年にかけての、東欧諸国の社会主義への移行、中華人民共和国の成立、をもつて画期とする緩衝国喪失という事実を歴史的転回点としてなされなければならなかつたのである。

四 ヨーロッパ統合の契機

一九四五年二月七日締結されたドイツに関するヤルタ協定は、連合国のドイツに要求する賠償について、「われわれは本戦争においてドイツが連合国に対して与えた損害の問題を審議し、ドイツは可能な限りその損害に対して実物をもつて賠償すべきであることを正当と認める」とし、これに関する損害賠償委員会の設置を決定した。ついで同年八月二日のドイツに関するポツダム協定は、「ドイツの戦争潜勢力を除去するため、武器、弾薬および軍用器材、ならびに一切の種類の航空機および海洋航行船舶の生産は禁止され、かつ防止される。戦時経済に直接必要な金属、化学製品、機械類、その他の品目の生産は厳重に管理され、かつ第一五項に掲げられた目的に應ずるためのドイツの承認された戦後の平和時の必要量に限定されるであらう。許された生産量に必要でない生産能力は連合国賠償委員会によって勧告され、かつ関係政府によつて承認された賠償計画に従つて撤去されるべきであり、撤去されない場合には破壊される」とし、さらに「賠償の支払はドイツ国民が外部からの援助なしに生活できるに十分な資源を残すものでなければならぬ」ことが明らかにされていた。第二次大戦後の賠償を含むドイツの戦後処理は、第一次大戦後のそ

れとはかなりの程度違うものであることが以上の賠償要求のなかにも見出すことができるのであるが、とはいえ、連合国の承認した生産量を超過する生産能力は撤去ないしは破壊されるというのでは、ドイツ経済の発展はおろか、いざば単純再生産の範囲を出るものではないという点で、第一次大戦以来のドイツ処理の延長線上にあると基本的にはいえるであらう。

以上のような米英ソ三国によるドイツ処理の基本路線は、一九四六年春以降の米ソ対立の顕在化を一つの転回点として急変し、アメリカは西ドイツの経済復興を全面的にバック・アップする政策を展開してくるのである。すなわち、戦後、ドイツは米英仏ソの四カ国によって分割占領され、また同様にベルリン市も四カ国による共同管理下におかれることになったが、それはあくまでも暫定措置であって、いずれは政治・経済上の統合がはかられる方針であった。

四カ国はヤルタ、ポツダム両協定にもとづいて、ドイツからの賠償取立てをおこなうべく生産設備を撤去したり、あるいは余剰設備を厳しく制限したりした。ドイツの旧同盟国に対する講和問題を審議するために米英仏ソ四カ国外相会議がたびたび開かれたが、そのたびごとに西側とソ連との対立が深まっていったといわれる。特に、すでにふれた訪米中のチャーチルの「鉄のカーテン」演説を契機として、両者の溝は深化の一途をたどったのである。ドイツでは米英占領地区の経済統合が画策されて、その協定が一九四六年二月二日に調印され、同時にその統合地区の貿易復興のための借款供与が公表されたし（同年二月二十九日）、さらにつづいてドイツ通貨改革に関する米英仏三国協定が発表された（一九四七年一月二一日）。こうして、ソ連占領地区を除いたドイツ分割への歩みが着々と進められて、ドイツ復興—ヨーロッパ復興—ヨーロッパ統合への構想が現実化しつつあった。

(1) この点、詳しくは戸原四郎「西ドイツにおける戦後改革」（東京大学社会科学研究所編『戦後改革と国際環境』一九七四

年、東京大学出版会、所収）を参照されたい。

(2) 柳沢英二郎『戦後国際政治史』1、一九七四年、現代ジャーナリズム出版会、四五ページ。

他方、フランスはドイツ分割をドイツ経済の弱体化を意味するとして歓迎していたけれども、第一次大戦後と同様に対独安全保障を執拗に追求していた。その結果、一九四七年三月四日の英仏ダンケルク条約の締結となつて実を結び、それがさらに翌四八年三月にはイギリス、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、フランスとの間のブリュッセル条約へ発展し、一九四九年四月の北大西洋条約へのさらなる発展をもたらしていった。フランスは当初、対独安全保障を確立するためにドイツを除外した軍事同盟を目指し、それはNATO締結時においても変わっていなかった。⁽³⁾しかしそうしたフランスの画策は、終戦直後におけるフランス経済力のいっそうの衰退と東ヨーロッパにおける政治権力の逆転を通じて、次第に変質を余儀なくされていった。前者については、戦後インフレと工業生産力の極端な低下にもとづく経済危機のなかで経済復興を進めていくためには、フランスはアメリカからの援助を不可欠としていた。対独レジスタンス運動の中核をなした国民抵抗評議会(CNR)は、戦後のフランス政治の分野でも大きな役割を果たしたが、そこに結集する諸政党間の対立・主導権争いはCNRをやがて分裂・解体させることになる。⁽⁴⁾CNR綱領は、かつての「人民戦線綱領」の再版ともいわれ、社会民主主義的経済改革を志向していた。フランス経済の構造改革⁽⁵⁾Ⅱ国民的生産の強化Ⅱ生産主義の積極的導入を企図する戦後フランス経済の復興政策は、アメリカからの援助を不可欠なものとして予定していたといわれ、それは一九四六年五月二八日に実現した。すなわち、ブルム・バーンズ協定⁽⁵⁾による対仏一三億五〇〇〇万ドルの借款供与がそれである。つづいて同年一〇月、フランスは国際復興開発銀行に対し五億ドルのクレジットを要求したが、共産党閣僚がいることを理由として拒否され、それが追放された七日

後の一九四七年五月二日に二億五〇〇〇万ドルを獲得した。⁽⁶⁾ こうしてフランスは、アメリカ援助に依存して経済復興を進めつつ、アメリカの世界政策に次第に従属していくのである。

(3) フランス外相シューマンは、NATO調印後のフランス議会でつぎのように述べている。「ドイツは北大西洋条約への加入を認められないであらう。その問題は起こることさえありえない。ドイツは陸軍を持っていないし、また、持つことができない。ドイツは武器を持っていないし、持つことを許されてもならない。」(横山信『フランス政治史』一九六八年、福村出版、二六〇―二六一ページより再引用) と。このことは、NATO成立当時におけるフランスの対独安全保障が、東欧諸国を喪失したとはいえ、依然としてドイツ包囲網をつくり上げることによってのみ果たされるものと思慮していたことを物語っている。

(4) CNRに關しては、中木康夫『フランス政治史』中、一九七五年、未來社、第二章を参照した。

(5) Henri Claude, op. cit. 邦訳二二八ページ。

(6) Henri Claude, op. cit. 邦訳二二六ページ。

したがって、フランスの対独安全保障はアメリカの國際路線が明確化していくに伴って変質を余儀なくされ、ドイツ經濟の復興を軸とした西ヨーロッパ經濟の復興によって、反ソの物質的拠点たらしめようとするアメリカの世界戰略の一環として、それは反ソ軍事同盟NATO、そしてやがてNATOへのドイツ加入を展望していくのである。しかし、これによってフランス路線が全く放棄されたわけではなく、反独路線が形を変えて貫徹されていく。すなわち、東ヨーロッパという緩衝地帯喪失の上になり立つ対独安全保障が第一次大戦後のようにドイツ包囲網を作り上げることによって成立することが不可能となった以上、ドイツをみずからの体制のなかにおくことを通じて、その政治・經濟力を牽制し、コントロールする以外にないことが明白となる。ブリュッセル条約を部分的に手直しして西ドイツを含むヨーロッパ統合への新たな出発点をなしたものが、一九五〇年五月、当時のフランス外相シューマンの提案

になるヨーロッパの石炭鉄鋼の共同管理案、いわゆるシューマン・プランであったし、また、同年一〇月のフランス首相ブレヴァンによるヨーロッパ防衛共同体構想案、いわゆるブレヴァン・プランであった。いずれもフランス政府の発案になるこの提案にもとづき、一九五一年四月一八日、フランス、西ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ六カ国間でヨーロッパ石炭鉄鋼共同体 (ECSC = European Coal and Steel Community) 条約が、つづいて一九五二年五月二七日に同じ六カ国によるヨーロッパ防衛共同体 (EDC = European Defense Community) 条約がそれぞれ調印された。このうち後者のEDCは、一九五四年八月末にフランス議会の批准をえることができず、にその構想は崩壊したが、その直後の同年一〇月のパリ協定によって、EDC調印国六カ国にイギリスを加えて西ヨーロッパ連合 (WEU = Western European Union) が結成された。またこの協定によって、西ドイツ主権の回復と再軍備、NATOへの西ドイツ加入が正式に承認され、一九五五年五月、西ドイツ加入が実現したのである。このうち、一九五七年三月に締結されたローマ条約にもとづいて、翌五八年一月、ヨーロッパ経済共同体 (EEC = European Economic Community) とヨーロッパ原子力共同体 (Euratom = European Atomic Energy Community) とが創設された。

以上のように、第二次大戦後のフランスのヨーロッパ政策は、一方では反ソ路線、他方では反独路線という、第一次大戦後に構築されたヴェルサイユ体制の延長上で展開されたのであるが、大戦によって軍事的にも経済的にも大きく後退を余儀なくされたフランスとしては、アメリカ援助に依存しつつそれを展開せざるをえなかった以上、アメリカの世界政策に大きく拘束されることになって、その展開にも部分的修正を強いられることになった。とはいえ、ソ連を含む東ヨーロッパに対抗しつつ、ドイツ経済力を減殺し、ひいてはドイツ軍事力を抑制していこうというフラン

ス路線は、ドイツ経済力を育成して反ソの拠点たらしめようという米英路線と対立することはいうまでもない。

五 結 語

第二次大戦後の資本主義的世界経済にとって、東欧から中国にかけての緩衝地帯の喪失を前提にしての再編の課題は、いわゆる「共產圏」に対する直接的な軍事的対決をいかに達成するかにあるといえよう。それは「中心国」アメリカにとって、敗戦国ドイツ、日本の復興・発展を軸にしつつ、みずからの軍事同盟に引き入れる以外に道はない。第一次大戦後の場合と違って、第二次大戦後は資本主義的に高度に発展したドイツ、日本を対決の矢面に立たさなければならぬ以上、これら諸国におけるいわゆる城内平和、つまり労働者の体制内化を画策しつつ、再軍備を強制していくことになったのである。とりわけドイツの場合、その復興・発展は戦前来の重工業の復活にまつ以外になく、ここにヤルタないしはポツダム路線の軌道修正を余儀なくされることになった。すなわち、一九四五年二月のヤルタ協定でのドイツにおける「産業の非軍事化」路線は、同年七月のポツダム協定によっていっそう明確にされたが、それは連合国への賠償支払、軍事産業の除去、コンツェルンの解体など、ドイツ処理の基本方針の決定を含むものであった。この方針にもとづき、一九四六年三月二八日の米英仏ソの四カ国によるドイツ管理理事会は、軍需生産の禁止、鉄網などの工業生産の制限（生産水準を一九三八年水準の五〇%とする）、生産設備の解体撤去、賠償などの具体策を決定したのである。この決定にいたる過程において、ドイツ処理に消極的なアメリカと積極的な英仏の対立がみられたが、特にドイツのコンツェルンの解体については、いっきよに解体を主張するイギリスと、それに強く反対を示すアメリカとの鋭い対立がみられ、結局イギリスはその主張を撤回せざるをえなかったのである。

一九四七年三月から四月にかけて、ドイツ・オーストリアとの諍和問題を討議するため、米英仏ソ四カ国外相会議がモスクワで開かれたが、会議は決裂した。ドイツ処理に関する米英仏とソ連との意見が基本的に対立していたことがその決裂の直接の原因であろうが、その会議開催中の三月二日、アメリカ大統領トルーマンが上下両院合同会議の席上、いわゆるトルーマン・ドクトリンを宣言し、トルコ、ギリシアへの反共のための経済・軍事援助に始動した点も見逃せない。こうして、戦後処理構想についての米英仏とソ連との対立は、もはや抜き差しならない事態を迎えていたが、それにだめ押しともいえるパンチをくらわしたものが同年六月五日のヨーロッパ復興計画、いわゆるマーシャル・プランの発表であった。被援助国は受入れ態勢として共同の復興計画を立案すべきであるとのマーシャルの示唆にもとづき、西ヨーロッパ一六カ国は同年七月一二日にパリ会議を開き、各国の資源と経済復興のための必要額とのバランス・シートを作成し、二二四億四〇〇〇万ドルにのぼる要求額をアメリカに提出した。マーシャル・プランを実施に移すべく、一九四八年四月三日、アメリカは「一九四八年対外援助法」を制定し、それに依拠して同月一日、マーシャル・プラン参加一六カ国はヨーロッパ経済協力機構(OEEC)を発足させたのである。

マーシャル・プランはドイツ経済の復興・発展を軸とする西ヨーロッパにその援助を集中させたものであるが、ドイツ経済の復興・発展の支柱をなすものがルール重工業地帯の復活であることはいうまでもない。したがって、アメリカはルールの石炭・鉄鋼コンツェルンを復活させるために、ポツダム協定を形骸化させ、コンツェルン解体を事實上停止することにしたのである。一九四八年一月一〇日、アメリカはイギリスを巻き込んでルール炭鉱・製鉄業の所有権をドイツに返還することを公表した。イギリスによって占領されていたルールのドイツへの返還は、イギリスのルール管理に終止符を打ち、ドイツ重工業コンツェルンの復活を宣言したものであったから、安全保障に腐心する

フランスがそれに強硬に反対したのも、けだし当然といえる。しかしフランスの抵抗は、すでにそれより以前の同年六月一日の米英仏ベルルクス三国によるロンドン協定という既成事実によって限界が画されていたのである。すなわち、前記の西側六カ国によるロンドン協定は、ドイツの西側占領三地区を統合して西ドイツ憲法を作成するという、東西ドイツ分割、西ドイツ国家創設を決定し、ひきつづいて同一八日には、同地区で新旧マルクの交換レートを一〇対一とするという通貨改革をも実施して、ドイツ連邦共和国の創設に向けて着着と準備が進められていたからである。

以上のように、第二次大戦後のアメリカの対独ないし対日政策は、一九四八年ごろまでの東ヨーロッパ諸国なり中国なりのいわゆる人民民主主義革命の進展とパラレルに連動しつつ、その転換をしないで余儀なくされていたのであるが、その政策の根本を規定したものはいかなりもまず、戦争への基本動力をなしたと見做されたドイツの重工業コンツェルンなり、日本の財閥なりの処理いかんにかかわっていたといつてよい。したがって、その政策の転換も、こうしたコンツェルンなり財閥なりの処理を不徹底化させつつ、その復活を公然化させることにその焦点があったのである。これはまさに、ヤルタないしポツダム路線の否定の上のみ成り立つものである。第一次大戦後のドイツ処理の中核をなしたヴェルサイユ路線は、その路線を桎梏とするドイツによって否定されていたのに対し、第二次大戦後のヤルタ・ポツダム路線は、その構築者自身がそれを桎梏とすることによって否定されていたのである。

史上初のソヴィエト・ロシアの成立は、高度に発展した資本主義諸国にとってはまさに青天の霹靂であったがために、ただちにその打倒を目指してそれら諸国を対ソ干渉戦争へと駆り立てていったが、それも水泡に帰すると、それら諸国は緩衝地帯を設定してソヴィエト・ロシアを隔離し、封じ込める政策を展開したのである。あたかも悪しき伝染病患者を隔離・幽閉し、外部の者が近づけないようにそこに防疫線を設けるようなものである。しかし、防疫線の

設定は健康な者の自衛手段であつて、それなしにはその生命の維持すら覚束ない。資本主義も同じであつて、緩衝地帯の設定自体は——ソヴェト・ロシアの出現によつてはじめて提起されたものであつたが——資本主義の自衛手段であり、その生命の維持に不可欠なものであることはいうまでもない。したがつて、大戦後の資本主義的再編の課題は、単なる市場の再分割にとどまらず、市場再編とは異質な次元の問題である対社会主義というみずからの生命の維持・保存をも同時に遂行していかねばならないという点で、まさに資本主義は社会主義への過渡期性格を明確にしてくるといふてよい。しかしながら、第二次大戦後になると、その緩衝地帯をすら喪失してくる。みずからの生命の維持・保存のために欠かすことのできなかつた緩衝地帯をすら設定不能に陥つた第二次大戦後の資本主義は、その維持・保存装置をいかにして確保していけるのであろうか。疫病を防ぐ手段すら失われたとすれば、健康者の生命は常に外部（＝医者）の力に依存しつつ、死と対決していく以外に方法はない。しかし、その医者ですら、その危険から安全であるという保証は全くない。かくして、資本主義は常に社会主義と直接的な対決を余儀なくされていくが、その手段は一義的には政治的・軍事的なものにならざるをえない。まさに資本主義は、みずからの生命の維持・保存をはかろうとすればする程、死に近づいていくという歴史のパラドックスに呻吟していくのである。この意味で、第二次大戦後の資本主義は過渡期性格をより明確に、またより深化させたといえる。いわば現代資本主義の第一段階を緩衝地帯の設定にあるとすれば、その第二段階は緩衝地帯の喪失、レーニン流にアナロジカルにいえば、現代資本主義の最高（最終）段階にあるといえよう。

追記 本研究に関して法政大学より特別研究助成金を受けた。本稿はその報告の一部である。記して感謝を申し上げる。